

改正	平成6年3月31日規則第115号	平成7年3月31日規則第58号
	平成11年12月28日規則第93号	平成12年3月31日規則第62号
	平成18年1月27日規則第3号	平成20年3月31日規則第10号
	令和元年6月25日規則第15号	令和2年3月31日規則第38号

浄化槽の設置等に関する規則をここに公布する。

浄化槽の設置等に関する規則

（事務の委任）

第1条 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。

- （1） 法第5条第1項の規定により、浄化槽の設置又は構造若しくは規模の変更の届出を受理すること。
- （2） 法第5条第2項の規定により、浄化槽の保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から必要な勧告をすること。
- （3） 法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第7条第1項に規定する指定検査機関の行う水質に関する検査について、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）で定める事項の報告を受理すること。
- （4） 法第7条の2第1項の規定により、前号の検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。
- （5） 法第7条の2第2項の規定により、第3号の検査を受けるべき旨の勧告をすること。
- （6） 法第7条の2第3項の規定により、前号の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- （7） 法第10条の2第1項の規定により、浄化槽の使用開始の報告書を受理すること。
- （8） 法第10条の2第2項の規定により、技術管理者の変更の報告書を受理すること。
- （9） 法第10条の2第3項の規定により、浄化槽管理者の変更の報告書を受理すること。
- （10） 法第11条の2第1項の規定により、浄化槽の使用休止の届出を受理すること。
- （11） 法第11条の2第2項の規定により、浄化槽の使用再開の届出を受理すること。
- （12） 法第11条の3の規定により、浄化槽の使用廃止の届出を受理すること。
- （13） 法第12条第1項の規定により、浄化槽の保守点検又は清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすること。
- （14） 法第12条第2項の規定により、浄化槽の保守点検又は清掃について、必要な改善措置を命じ、又は浄化槽の使用の停止を命ずること。
- （15） 法第12条の2第1項の規定により、法第11条第1項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。
- （16） 法第12条の2第2項の規定により、前号の検査を受けるべき旨の勧告をすること。
- （17） 法第12条の2第3項の規定により、前号の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- （18） 法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、市町村が設置計画を作成しようとする場合において、協議し、及び同意をすること。
- （19） 法第49条第1項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。
- （20） 法第49条第2項の規定により、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めること。
- （21） 法第53条第1項の規定により、浄化槽管理者、浄化槽清掃業者又は法第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関し報告させること。
- （22） 法第53条第2項の規定により、職員に、浄化槽管理者、浄化槽清掃業者又は法第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者の事務所若しくは事業場又は浄化槽の

ある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。

(23) 法附則第11条第1項の規定により、特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

(24) 法附則第11条第2項の規定により、前号の助言又は指導を受けた者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

(25) 法附則第11条第3項の規定により、前号の勧告に係る措置をとることを命ずること。

一部改正〔平成12年規則62号・18年3号・20年10号・令和2年38号〕

(報告書)

第2条 法第10条の2第1項の規定による浄化槽の使用開始の報告は、浄化槽使用開始報告書（第1号様式）により行わなければならない。この場合において、当該浄化槽が浄化槽法施行令（平成13年政令第310号）第1条で定める規模の浄化槽である場合にあっては、技術管理者の資格を証する書類を添付しなければならない。

2 法第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更の報告は、技術管理者変更報告書（第2号様式）に技術管理者の資格を証する書類を添付して行わなければならない。

3 法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更の報告は、浄化槽管理者変更報告書（第3号様式）により行わなければならない。

一部改正〔平成12年規則62号・18年3号・令和2年38号〕

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第115号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定による証票等は、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第62号抄）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月27日規則第3号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

57 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第38号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

住 所〔法人にあつては、所在地、〕
氏 名〔名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

次のとおり浄化槽の使用を開始したので、報告します。

設 置 場 所		
浄規 化 槽 の 模	建築物の用途	
	処理方式及び処理 規模	方式 人 (m ³)
設置の届出の年月日		
使用開始年月日		
※ 技術管理者の氏名		
備考欄（この欄には、記入しないでください。）		
備考 ※印の欄には、処理規模501人以上の場合に記入してください。		

一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・18年3号・20年10号・令和元年15号・2年38号〕

技術管理者変更報告書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

住 所〔法人にあつては、所在地、〕
氏 名〔名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

次のとおり技術管理者を変更したので、報告します。

設 置 場 所	
変 更 年 月 日	
変更後の技術管理者の 氏 名	
備考欄（この欄には記入しないでください。）	

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

住 所〔法人にあつては、所在地、〕
氏 名〔名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

次のとおり浄化槽管理者を変更したので、報告します。

設 置 場 所	
変更前の浄化槽管理者 の氏名又は名称	
変 更 年 月 日	

一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・18年3号・20年10号・令和元年15号・2年38号〕